

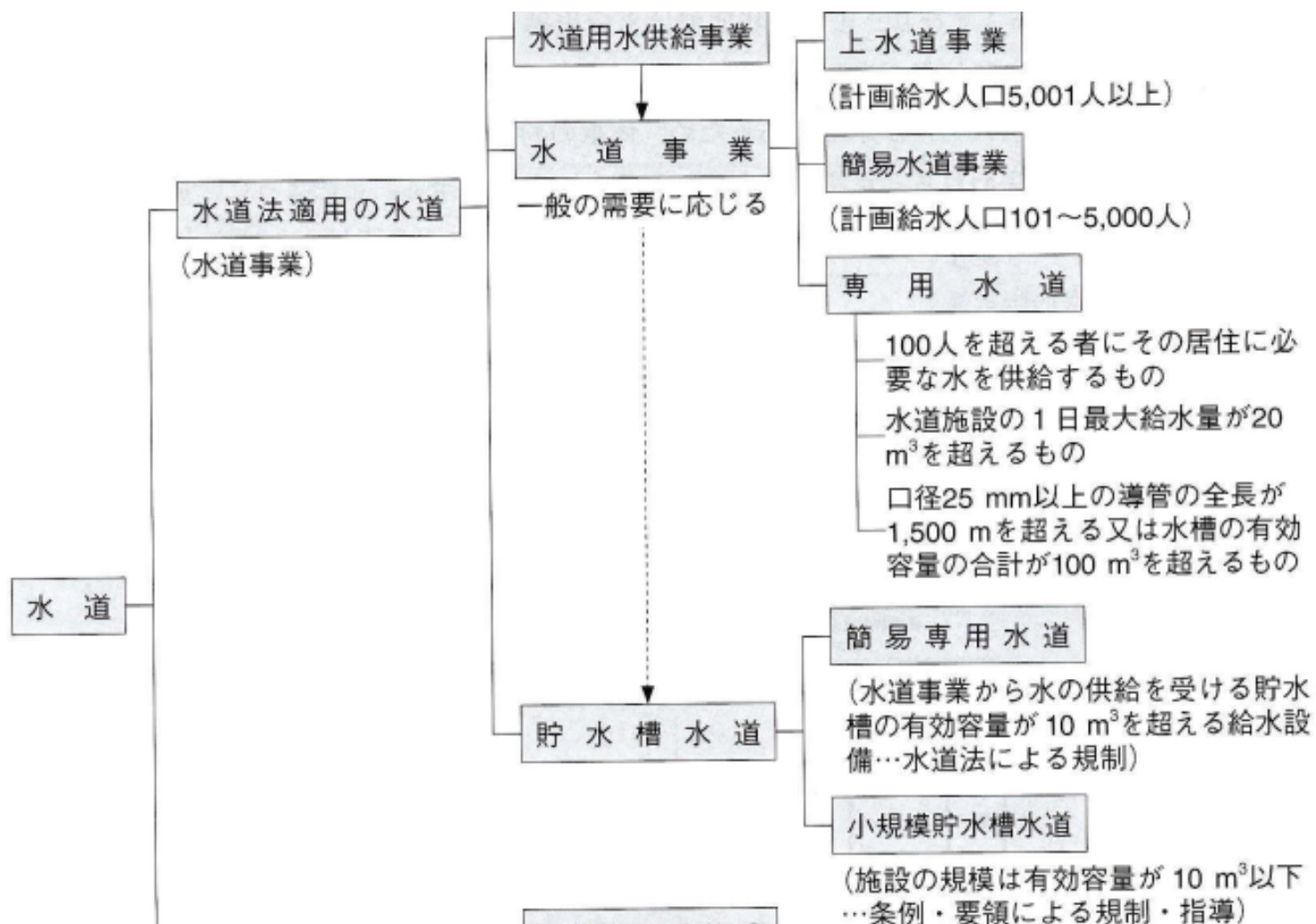
水道水の水質及び施設・設備に関する 学校環境衛生

今回は下記の本を資料として活用しています。

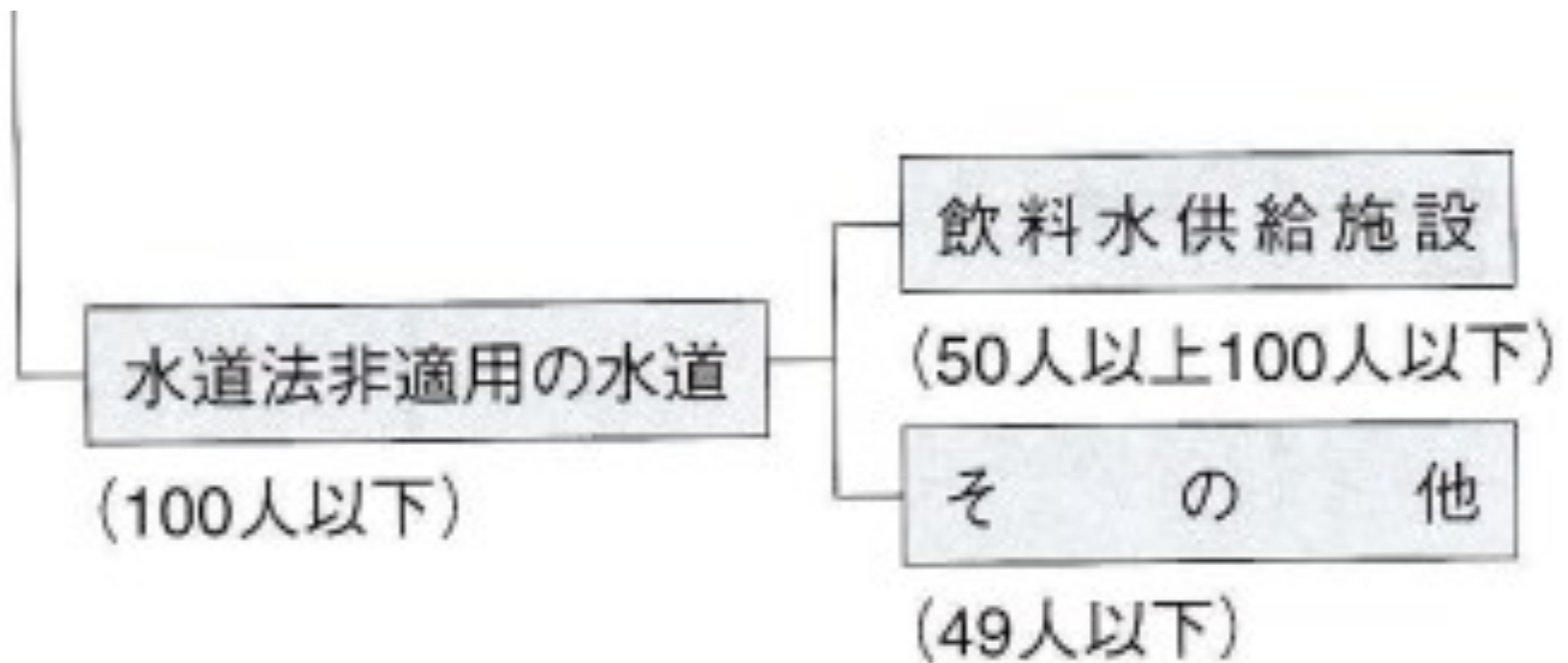
＝ 諫早薬剤師会学校薬剤師会で購入し貸し出しています＝

- ・ 学校環境衛生のギモン解決レシピ
一般社団法人東京都学校薬剤師会
- ・ 学校環境衛生管理マニュアル
公益財団法人 日本学校保健会
- ・ 「学校環境衛生基準」解説
日本薬剤師会

どんな水道に該当するか？



水道でない飲料水供給施設もある！
(諫早市市内では考えられないが)



学校薬剤師の役割は？

◎学校環境衛生検査への従事

◎環境衛生の維持及び改善に
関する指導及び助言

飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

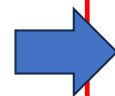
1 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基 準
水 質	(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く。)の水質	
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号） の表の下欄に掲げる基準による。
	イ. 大腸菌	
	ウ. 塩化物イオン	
	エ. 有機物（全有機炭素 (TOC)の量）	
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
	コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第1 項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。
	(2) 専用水道に該当しない井戸 水等を水源とする飲料水の水 質	
	ア. 専用水道（水道法（昭和 32年法律第177号）第3条 第6項に規定する「専用水 道」をいう。以下同じ。） が実施すべき水質検査の項 目	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。
	イ. 遊離残留塩素	水道法施行規則第17条第1項第3号に規定する遊離残留 塩素の基準による。
	(3) 専用水道（水道水を水源と する場合を除く。）及び専用水 道に該当しない井戸水等を水 源とする飲料水の原水の水質	
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令の表の下欄に掲げる基準による。
	イ. 大腸菌	
	ウ. 塩化物イオン	



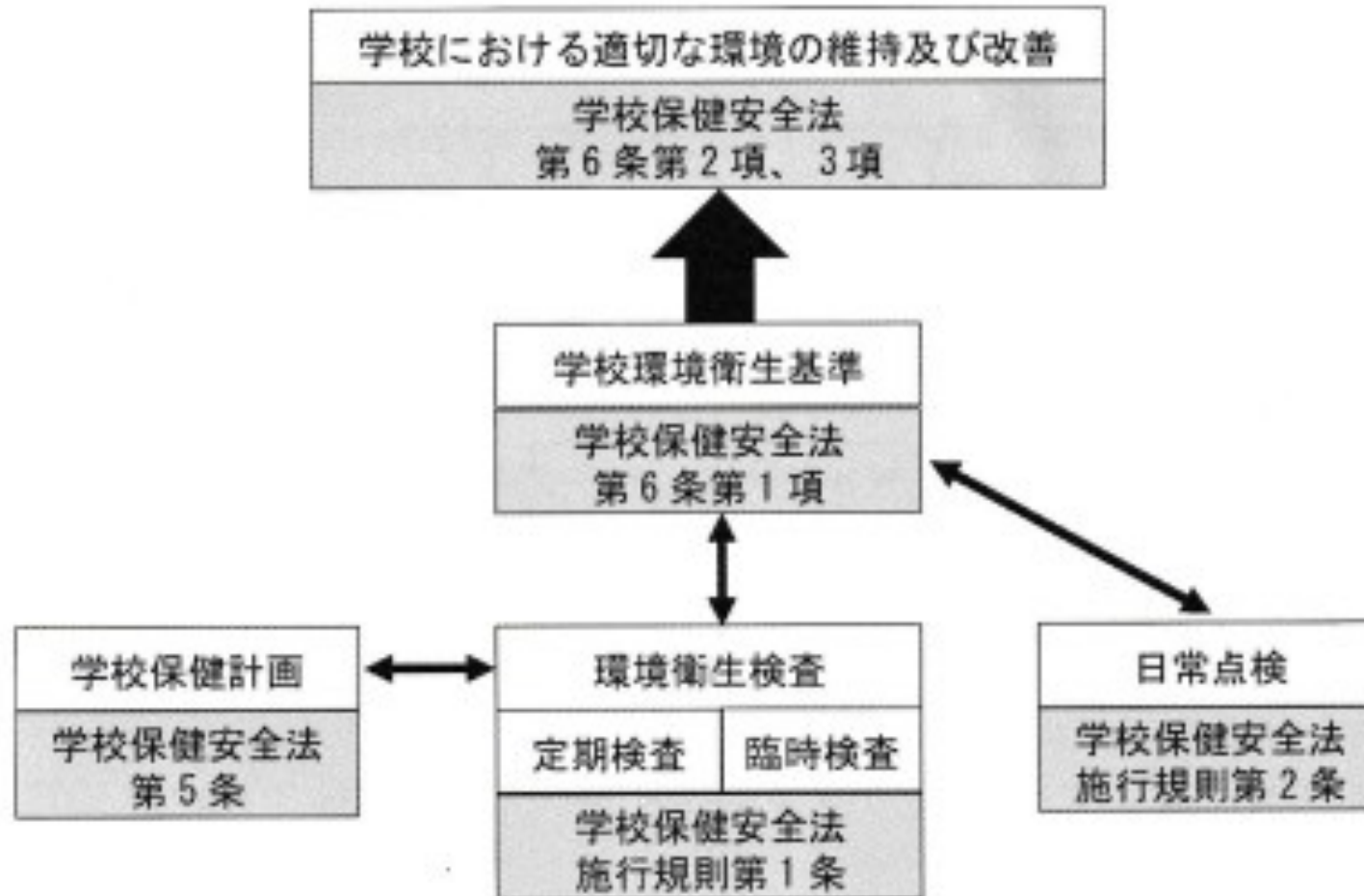
検査項目		基 準
水	(1) 水道水を水源とする飲料水 (専用水道を除く。)の水質	
	ア. 一般細菌	水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号） の表の下欄に掲げる基準による。
	イ. 大腸菌	
	ウ. 塩化物イオン	
	エ. 有機物（全有機炭素 (TOC)の量）	
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
	コ. 遊離残留塩素	水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第17条第1 項第3号に規定する遊離残留塩素の基準による。

施設・設備	エ. 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	
	オ. pH値	
	カ. 味	
	キ. 臭気	
	ク. 色度	
	ケ. 濁度	
	(4) 雑用水の水質	
	ア. pH値	5.8以上8.6以下であること。
	イ. 臭気	異常でないこと。
	ウ. 外観	ほとんど無色透明であること。
	エ. 大腸菌	検出されないこと。
	オ. 遊離残留塩素	0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は0.4 mg/L）以上であること。
	(5) 飲料水に関する施設・設備	
	ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。



(5) 飲料水に関する施設・設備	
ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。
イ. 維持管理状況等	(ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ウ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (エ) 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ) 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。
ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。

学校環境衛生活動 と 関連法令



水道からの飲料水は、清浄で安全な水が水道事業者から供給 されている
敷地内給水設備は学校の責任において管理 しなければならない

飲料水に関する施設・設備

検査項目	基 準
ア. 給水源の種類	上水道、簡易水道、専用水道、簡易専用水道及び井戸その他の別を調べる。
イ. 維持管理状況等	(ア) 配管、給水栓、給水ポンプ、貯水槽及び浄化設備等の給水施設・設備は、外部からの汚染を受けないように管理されていること。また、機能は適切に維持されていること。 (イ) 給水栓は吐水口空間が確保されていること。 (ウ) 井戸その他を給水源とする場合は、汚水等が浸透、流入せず、雨水又は異物等が入らないように適切に管理されていること。 (エ) 故障、破損、老朽又は漏水等の箇所がないこと。 (オ) 塩素消毒設備又は浄化設備を設置している場合は、その機能が適切に維持されていること。
ウ. 貯水槽の清潔状態	貯水槽の清掃は、定期的に行われていること。

貯水槽 (受水槽)方式

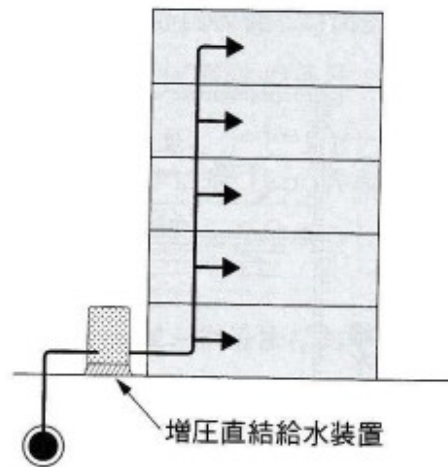


図 2-2-9 給水装置 (直結増圧方式の例)

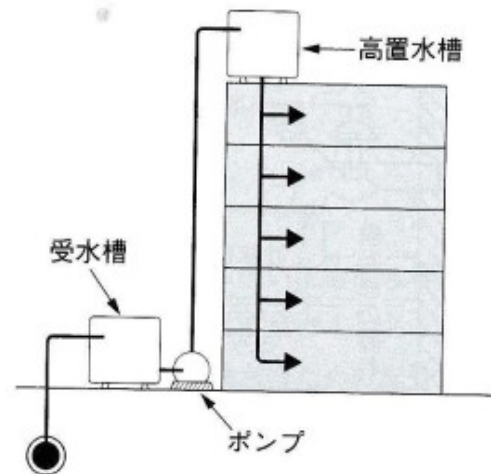


図 2-2-10 給水装置 (高置水槽式の例)

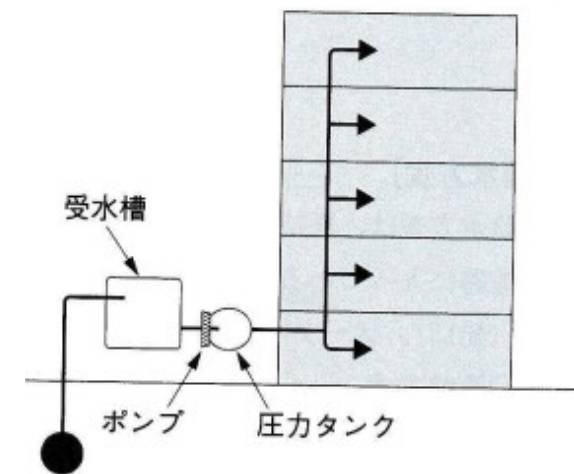


図 2-2-11 給水装置 (圧力水槽式の例)

給水栓水 は、**遊離残 留塩素 が0.1 mg/L以**上保持 されていること。

【留意点】

- 点検は、給水系統の末端の給水栓で行い、複数の高置水槽がある場合は、その系統 ごとに行う。 なお、直結給水 も行 う。
- 単合水系統の末端水における遊離残留塩素が基準値を満た しているか、 日常点検表を基に異常が ないこと。
- 夏期、冬期休業等で長期間使用 しなかった場合には、特に多めに放水 した後、遊離残留塩素の 測定及び色、濁 り、臭い、味を点検する。
長期休業中や休日明けは、飲料水の使用量が少なくなることから、貯水槽の水の回転数が減 少 し、遊離残留塩素濃度が低下するおそれがあるので注意を要する。
- 遊離残留塩素の測定あるいは外観等を点検するには、 3分間以上の放水の後にも点検する必要がある。
これは給水管内の滞留水 を放出するためである。冷水器等飲料水を貯留する給水器具について も、同様の点検 を実施す る。なお、給水栓で遊離残留塩素が検出されない場合 は、 5 ～10分 間程度水 を流 して、給水管の中のたま り水 を捨ててから再び測定する。

**給水栓において遊離残留塩素が検出されません。
どうしたらよいですか。**

簡易専用水道等の場合、受水槽に流入する時点で遊離残留塩素が確保されていても、水槽に貯留している間、遊離遊離塩素は次第に減少します。

水槽の容量が過大で滞留時間が長すぎる場合や連体等で長時間使用されなかった場合には、遊離残留塩素が消費されてしまいます。したがって、5分～10分程度水を流して、給水管のたまり水を捨ててから再び測定してください。

それでも基準値以上検出されない場合は、高置水槽、受水槽から直接採水する等、給水経路をさかのぼって遊離残留塩素濃度を追跡し、何らかの汚染が生じていないか点検してください。また、受水槽までは遊離残留塩素が検出されるのに、その後消失している場合は、採水日時、天候、採水地点と遊離残留塩素濃度を記録し、校長に速やかに報告します。また、学校薬剤師の指導助言を仰ぎ、設置者にも連絡して対処してください。

学校環境衛生のギモン解決レシピ
一般社団法人東京都学校薬剤師会